

〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第3条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

平成23年6月28日現在

番号	氏 名	団 体 名 等
1	おお やま のり こ 大 山 智 子	公募委員
2	か とう まさ のり 加 藤 正 徳	市地区自治公民館連絡協議会
3	く き やま むつ お 久木山 睦 男	いちき串木野商工会議所
4	くり やま さち お 栗 山 幸 夫	介護老人保健施設 ライフハーバーいちき
5	くろ まつ よし ひと 黒 松 美 仁	日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所
6	さか ぐち こう いち 坂 口 幸 一	公募委員
7	しお や こ 塩 屋 かよ子	市地域婦人団体連絡協議会
8	たて いし おさ お 立 石 長 男	南九州税理士会 伊集院支部
9	なか しま み よ こ 中 島 美代子	市PTA連絡協議会
10	なか むら やす ひさ 中 村 安 久	鹿児島銀行 串木野支店
11	はや さき たつ や 早 崎 達 哉	串木野市漁業協同組合
12	ほか ぞの けん ぞう 外 園 健 藏	さつま日置農業協同組合 串木野支所
13	まつ した さき もり 松 下 兵 衛	行政経験者
14	まん ぞう じ てる お 萬造寺 輝 男	(社)串木野青年会議所

50音順

●委員長 松下兵衛 ●委員長代理

◆任期 2年間（平成22年5月12日～24年5月11日）

◆事務局 いちき串木野市総務課